

新型コロナウイルス対策貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける 県内中小企業等を支援します

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、次に該当する方

- ・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方

令和2年3月16日（月）より、次の方（事業歴1年未満の方等）も対象に追加しています。

- 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少している者
- 直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上減少することが見込まれる者
- 直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上減少することが見込まれる者

なお、上記に関わらず中小企業信用保険法第2条第5条に基づく、セーフティネット保証4号・5号にかかる市町長の認定を受けられた方も融資対象者としています。

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 2億8,000万円
融資利率	年0.70%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金用途	運転資金・設備資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける
取扱期間	令和2年2月25日（火）申込受付分から 令和2年6月30日（火）融資実行分まで

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。